

平成26年(ヨ)第37号
情報削除仮処分命令申立事件
債権者 豊田泰史
債務者 吉田益夫

答弁書

和歌山地方裁判所民事部保全係 御中

平成26年6月16日

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201(送達場所)

債務者 吉田 益夫

電話番号 073-499-7231



第1. 申立の趣旨に対する答弁

債権者の申立を棄却する。申立費用は債権者の負担とする。

第2. 債権者主張の被保全権利に対する答弁

1. 当事者

債務者が提出した懲戒請求に対しては、和歌山弁護士会が調査して決定を下すものであり、懲戒か懲戒に値しないのかの決定が現時点で下っていないので、懲戒請求に関しては、債務者は当事者ではない。

債権者が提議した懲戒請求に対する損害賠償の訴訟については、本答弁書提出時点では、まだ第一回の口頭弁論も行われていない。

2. 債権者が主張する債務者の違法行為について

(1) 本件に関する債務者の発信

- ①債務者は、平成26年2月19日付債権者、債権者代理人が送付した通知書を受け取り、その要求を徹底するために、この通知書の公開を行っている。(別出し)
- ②この通知書に対する回答として、債権者、債権者代理人に対し、回答書を送付して、その回答書を平成26年2月28日に公開している。
- ③平成26年2月19日付債権者、債権者代理人が送付した通知書に問題があったので、和歌山弁護士会に懲戒請求を提出し、その懲戒請求を平成26年2月28日に公開している。(別出し)
- ④平成26年3月7日に平成26年3月6日付和歌山弁護士会の調査開始通知書を受け取ったので、平成26年3月7日に、その調査開始通知書を公開している。
- ⑤債権者、債権者代理人が、当サイトに名誉毀損投稿をしたと特定した [REDACTED] 氏が債務者に送付した、和歌山県議会議員 [REDACTED] 氏が [REDACTED] 氏に送付したというメールを参考資料として平成26年4月29日に公開している。
- ⑥平成26年5月19日に和歌山弁護士会に懲戒請求の補足資料を出したので、平成26年5月20日にその補足資料(本文)を公開している。
- ⑦平成26年5月20日も①の通知書の具体的な投稿を指定した平成13年5月13日付仮処分命令申立書を受け取ったので、平成26年5月20日にその仮処分命令申立書を公開している。(別出し)
- ⑧平成26年5月22日に懲戒請求に対する平成26年4月24日付損害賠償の訴状を受け取ったので、懲戒請求への反論として、その訴状を平成26年5月22日に公開している。(別出し)
- ⑨平成26年4月24日付損害賠償の訴状に証拠として、平成26年4月14日付和歌山地方検察庁宛告訴状が添付されていたため、懲戒請求への反論として、その告訴状を平成26年5月22

日公開している。

⑩平成26年6月3日に和歌山地方裁判所へ平成13年5月13日付仮処分命令申立書に対しての答弁書を提出したので、その答弁書を平成26年6月3日に公開している。

⑪平成26年6月9日に、平成26年4月24日付損害賠償の訴状に対する答弁書を和歌山地方裁判所に提出したので、その答弁書を平成26年6月9日に公開している。

⑫平成26年6月11日に平成26年5月29日付 本件の仮処分命令申立書を受け取ったので、平成26年6月11日に公開している。

上記12件に対して、債権者は本仮処分命令申立て、削除対象に含めていない。

(2) 債権者の権利侵害の主張に対して

①経緯は、債権者・債権者代理人が代理人になって債務者に送付した平成26年2月19日付の内容証明での通知書に由来する。通知書には、URLも投稿番号も指定せず「有限会社銀徳吉村公俊って何者？」というスレッド削除(スレッドの投稿全部)のみの要求であり、おまけに「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」と記載されていた。債務者は、債務者が、和歌山弁護士会に提出した債権者・債権者弁護人に対する懲戒請求の経緯にあるように、債務者に債権者が送付した通知書を受け取る以前に債権者が代理人となって当サイトを含めた複数のサイトに違法投稿したと債権者・債権者代理人が特定したとする

██████████氏から、債権者・債権者代理人が代理人となって██████████氏に送付した平成26年2月10日付通知書の写しを入手していた。その文書には、「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)を今月14日(金)までに削除するよう求めます。」と記載され、対象として「和ネット掲示板『有限会社銀徳吉村公俊って何者?』」も含まれる記載となっていた。

②2月28日付債務者が出した回答書については、「対象投稿が貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争で名誉毀損としての司法の判断が出た場合、URLと対象投稿を指定していただければ、対象投稿を送信防止措置を取ります。」(「対象投稿を」は、誤字脱字で正しくは、

「対象投稿の」である。)と記載しているが、これがあつて、なぜ「上記誹謗・中傷記事を削除せず掲載し続ける旨の表明」となるのか、理解できない。

③債権者・債権者代理人が代理人になって債務者に送付した平成26年2月19日付の内容証明での通知書には、下記4点の問題があつた。

A. 和ネット掲示板は、投稿者がパスワードを設定しないと投稿できず、そのパスワードを登録して投稿者が自分の投稿を削除できる。これは、債権者・債権者弁護人も理解している。■氏が投稿していたとしても、他の投稿者のパスワードについて■氏が知っているはずがないので、和ネット掲示板の「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)」を■氏が削除することは不可能である。つまり、債権者・債権者弁護人はこの段階で、どの投稿が違法性があるか、検討すらしていなかつたことが明白である。これでは法的措置もとりようがないのは明らかである。また、投稿者がパスワードを持って、自分の投稿を編集・削除できるため、投稿者に編集権・削除権等を含む著作権があるので、管理者が投稿者に合理的な理由もなく無断で投稿を削除することは、投稿者に対する著作権の侵害となる。

なお、「給料をもらいにいったら領収書じゃなくて借用書にサインされそうになりました。暴力団でもそんなことしないでしょ?」「議員の紹介だったので安心してたのですが有限会社銀徳の吉村公俊って人は少しヤバい人っぽいですね。警察に相談しましょうかね」「さらなる被害者や辛い思いをする抑制になればいいかなと考えてますから」「今後、自分みたいに誰かが騙されないように警察に相談することにしました」という債務者宛通知書に記載されている違法性があると主張する文面は、■氏に届いた通知書には記載がない。このように債務者のサイトでの対象が固まっておらず、■氏にも対象を通知していない状況では、債務者のサイトを対象にして■氏を相手とする裁判は不可能である。

B. 債務者のサイトでは、債務者宛通知書を削除依頼として公開を行い、投稿者の自主判断にまかせたところ、債権者に回答書を送った2月28日時点で、23投稿中の11投稿が、投稿者が自主

的削除を行っていた。債務者宛通知書の削除要求は、債務者に対しての要求であったが、債務者宛通知書には債権者・債権者弁護人の送付した通知書に記載の「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述があり、自主削除した投稿者は捜査機関の捜査に巻き込まれるのを恐れて、自主削除を行ったのは明白である。自主削除を行った投稿は、債務者宛通知書に記載されている違法性があると主張する文面がない投稿ばかりである。この点で、表現の自由、言論の自由を脅かしてしているのは明白である。

C. 尾園氏は、2月28日の段階でも、他サイトで [REDACTED] 氏が開いているブログを含め違法性はないと主張し、違法性について裁判で争う意思を持っているのを確認していたので、[REDACTED] 氏が投稿していたとしても、[REDACTED] 氏が削除するはずがなく、[REDACTED] 氏以外の投稿者が、自主的に投稿を削除したのが明白である。このことからも、債権者・債権者代理人が尾園氏に送付した通知書で [REDACTED] 氏に要求した「掲示板記載の全て(掲示板についてはスレッド全体)」の削除は、不可能であったことが証明される。

D. 債務者のサイトでは、投稿が削除されると書き込みログが消失するので、書き込みログの発信者情報も消失してしまう。このように、どの投稿が違法性にあるのか、検討を十分にやっていないのが明白な状況で、和歌山地方検察庁に告訴状を提出できるのか疑問があるが、債権者が債務者に送付した通知書の要求に従えば、発信者情報が消失してしまい、捜査機関の捜査が入ったときに発信者情報を提出できなくなるという事態が起こる。まさに証拠隠滅・捜査妨害という違法行為が起こる。(刑法第104条)(刑法234条の2)

このことは、債権者・債権者代理人が、通知人と結託して証拠隠滅を図っているとしか思えない。以上の A～D の事実と経緯によって、和歌山弁護士会に債権者及び、債権者代理人に対する懲戒請求を提出するに至った。この経緯によって、債権者・債権者代理人は、債務者に犯罪行為の共犯を強要する、社会の正義を守る弁護士としては許しがたい行為を行っている。

なお、債務者の提出した懲戒請求には、A～D のすべての項目を満足していない。特に、債務者が、重要と思ったのは、「記載者に対する厳格な処罰を求め既に和歌山地方検察庁宛告訴状を提出済みであります。」という記述と「いたずらに司法判断の先延ばしを行い、発生すると主張する損害を大きくし、損害賠償を要求するという不当な目的のために裁判手段を延滞させている」という状況であった。そのため、この2点で懲戒請求を提出している。

③. (1)から、債務者のサイトでは、債務者が、自分の主張、相手(債権者側)の主張も積極的に載せている。これは、中立性を確保するためのものである。

債務者のサイトはもともと主として和歌山県内を対象とした報道機関の取材支援システムとして作られたサイトである。その中で掲示板は、広く、情報、意見を集めるために、匿名でも投稿できる掲示板システムを採用している。掲示板は異論があれば、反論を行い活発に議論を行うものである。特に、債務者のサイトは、政治、経済系に偏っているため、公益性、公共の利害に関する投稿がほとんどである。このような投稿から報道機関が取材を行うヒントを得るために設置しているものである。

本件においても、スレッドを3件立てているが、これは、閲覧者の意見・感想を求める意図で立てている。意見・感想については、債権者側、債務者側、双方に対する意見・感想が出てくるだろうが、債務者のサイトでは、分け隔てなく掲載できるようにしている。またパスワードの強制登録のため、編集・削除も投稿者ができる。正確で公正・公平な意見・感想を得るためにには、事実と債権者側、債務者側の主張の掲載が必要である。債権者側は、このスレッド3件について、具体的な違法行為を指摘せず、ただ違法だと主張しているだけである。これは、まさに、憲法で保証された言論の自由、表現の自由を冒涜するものである。

弁護士の懲戒請求制度は、弁護士法で定められたもので、違法行為でもなんでもない。公益性が高く、公共の利害に関するものである。したがって、懲戒請求制度に対しては、公開で、広く意

見を集め議論を行うことが必要である。そのため、債権者の主張は、まったく理解できない。債権者の主張は、公益性、公共の利害を無視する弁護士としてはあるまじき主張であると言わざる得ない。

債務者のサイトのように、公益性、公共の利害に関する話題の多いサイトでは、違法性阻却事由が頻繁に見え隠れしており、誹謗・中傷なのか、違法性阻却事由があるのか、司法の判断を仰がなければならないことがほとんどである。

なお、債務者は、電気通信事業者であるので、電気通信事業法、プロバイダ責任制限法の下で、サイトを運営している。そのため、判断基準としては、総務省と業界団体、学識経験者で構成されるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会が作成したプロバイダ責任制限法ガイドラインに準拠している。プロバイダ責任制限法ガイドラインを守る義務はないが、電気通信事業者は暗黙の了解で、プロバイダ責任制限法ガイドラインに準拠した形で運営が行われている。

以上より、債権者が主張していることは、かなり不当なものであることは、自明であり、違法行為であるはずがない。

3. 債務者の削除義務について

公共の利害に関する事実に係わり、公益を図る目的で掲示された事実が真実であるか、真実と信ずるについての相当の理由がある場合は不法行為は成立せず、選挙で選ばれた公人や専門職（準公人）の適否、素質の判断材料として投稿されたものについては違法性がないとされている。本件については、弁護士という専門職の準公人の業務に関する事実で、弁護士法で定められた制度を使っていることに対する訴訟、仮処分命令申立であるので、公共の利害に関する事実に係わり、公益を図る目的で掲示された事実であるので、不法行為は成立せず、当然、債務者には削除義務は存在しない。また、債権者、債務者の両方の主張は掲載し、中立を保っている。

4. 結論

本訴訟において、債権者の主張が通らなければ、仮処分命令で、スレッドを削除した場合、現状回復が不可能である。そのため、債権者は、本件に関して債務者に対して、スレッド削除の権利を持たない。つまり、債権者は被保全権利を持たない。

第3 保全の必要性

第二の(1)より、債権者、債務者の主張は両方掲載し、中立を保っているので、債権者の権利は侵害しておらず、債権者も債務者も債務者のサイトでは、等しく投稿して議論できるので、保全の必要性はない。また、本件は、公共の利害に関する事実に係わり、公益を図る目的で掲示された事実であるので、不法行為は成立しない。よって、保全の必要性はない。

第4 債権者の疎明方法について

1. 甲第1号証 陳述書について

(1)懲戒請求の公表は、平成26年2月19日付債権者、債権者代理人が送付した通知書に対して行った行為に対する事実を公表しただけであり、その際、反論も行えるスレッドも立てているので、妨害ではあり得ない。推移については、公正で正確な議論を行うのには不可欠なものであり、債権者の主張は、理解できない。

(2)和ネット掲示板は、和ネットの中の一つのコンテンツであり、他の和ネット中のコンテンツと連携する形となっている。債権者の主張のように悪の温床であれば、整合性から、他のコンテンツである地方自治体のヘッドラインや、首長や議員などの公人や、報道機関のヘッドラインなども悪の温床であるべきである。これらは、少なくとも通常の感覚の人間には、悪の温床に見えるはずがない。これは、債権者のまったくの言いがかりである。

(3)他サイトとは、システムが違うので当然、運用方針が違う。また、管理についても、システムの違いが大きく影響する。和ネットの場合は、その上、コンテンツが、政治・経済に偏っているので、公益性・公共の利害に関する話題が、掲示板の投稿の大部分となる。そのため、他サイトと比べ、

違法性阻却事由が多いのは自明である。このようなシステムの違い、層の違いについてサイトを見比べて判断ができないのは、弁護士として無知、無能としかいい様がない。また、電気通信事業者の登録を行っていれば、投稿者に意見を聞いて、投稿者の意見が妥当なら、削除を断る規定（プロバイダ責任制限法ガイドライン）となっており、必ずしも依頼が通るとは限らない。

今回の場合、債権者、債権者代理人が投稿者として特定した [REDACTED] 氏に宛てて出した通知書の写しを債務者は、入手していて、債権者、債権者代理人側が、和ネット掲示板では、物理的に不可能な要求を [REDACTED] 氏にしていたことが判明していたので、回答文の通りの判断となった。債権者が債務者の送付した回答書を引用しているが、その文面の後に、次の文面が記載されており、意図的に債権者が無視しているとしか考えようがない。

「対象投稿が貴殿方と貴殿方が投稿者として特定した人物との係争で名誉毀損としての司法の判断が出た場合、URLと対象投稿を指定していただければ、対象投稿を送信防止措置を取ります。」（「対象投稿を」は、誤字脱字で正しくは、「対象投稿の」である。）

これからしても、債権者は、意図的に偏向した解釈でしか主張していないのは明らかである。

(4) 債務者の回答書に対して偏向した解釈しかできない債権者にとっては、債務者の出した懲戒請求が理解できるわけがない。虚偽性のある懲戒請求であるなら、和歌山弁護士会が、債務者に事情聴取を行って事情を聞く必要があるが、2月28日に提出してから、事情聴取の日程の打診すら今日現在ない。

明らかに、債権者の陳述は言いがかりである。

(5) 第2 2. (1)より、債務者は、中立を保つため、債権者、債務者の主張を載せているので、名誉毀損に当たるはずがない。また、意見を自由に投稿できる掲示板があるので、そこで、反論を行っても債務者が送信防止措置をとることはない。反論を行わないで、このような主張をすることは、債権者の怠慢でもある、社会正義を守る弁護士としての使命があるのなら、閲覧者が納得するような反論を行うべきである。債務者はその反論を送信防止措置等で妨げるようなことは行わない。

よって、債権者の主張は自分の怠慢を隠す趣旨での主張であると判断している。

2. 甲第2号証

債務者が和歌山弁護士会に提出した懲戒請求に対する意見・感想を求めるスレッドである。債務者は、閲覧者に対して経緯の説明を行うときにも利用する。債権者がこのスレッドに反論を投稿しても、債務者はその反論を送信防止措置等で妨げることはない。

3. 甲第3号証

債務者が、和歌山弁護士会に提出した懲戒請求である。債務者が提出した事実として公開している。この公開をもとに、内容についても意見・感想を求めている。これは、平成26年2月19日付の内容証明での通知書から始まる今回の出来事の経緯の一つである。

4. 甲第4号証

債務者が債権者に送った回答書である。債務者が提出した事実として公開している。この公開をもとに、内容についても意見・感想を求めている。これは、平成26年2月19日付の内容証明での通知書から始まる今回の出来事の経緯の一つである。

5. 甲第5号証

債務者のサイトの閲覧者が立てたスレッドである。主に、債権者が債務者に対して提議した訴訟についての意見や債務者がこの訴訟に対する対応の質問を受けつけるものである。債権者がこのスレッドで反論を投稿しても、債務者はその反論を送信防止措置等で妨げることはない。

6. 甲第6号証

債権者が債務者に対して提議した訴訟についての意見や債務者がこの訴訟に対する対応の質問を受け付けるものである。債務者は、閲覧者に対して経緯の説明を行うときにも利用する。債権者がこのスレッドで反論を投稿しても、債務者はその反論を送信防止措置等で妨げることはない。

疎明資料

1. 乙第1号証 平成26年2月19日付債権者、債権者代理人が送付した通知書(写し)
2. 乙第2号証 債権者・債権者代理人が代理人となって[REDACTED]氏に送付した平成26年2月10日付通知書(写し)
3. 乙第3号証 債務者宛通知書で投稿者が自主削除した投稿文(写し)
4. 乙第4号証 2月28日付債務者が出した回答書－本文(写し)
5. 乙第5号証 電気通信事業届出書(写し)

以上